

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

- ・支援担当エリアである、六ツ川地区・六ツ川大池地区・別所地区の一部(別所中里台、別所 6・7 丁目、中里 4 丁目)とも、平成 28 年度より実施されている『第 3 期地域福祉保健計画』の各地区別計画に沿って、各地区の実情・特性に応じた支え合うまちづくりへの実践が盛んに行われ、地域ネットワークの充実が着々と進んでいます。
- ・六ツ川地区においては、第 3 期地域福祉保健計画「ふれあい六ツ川」をスローガンに連合自治会・地区社会福祉協議会による様々なサロン活動等が益々充実し、地域の方々が日頃からお互いに声を掛けあうことができる「あたたかいまち六ツ川」が実現しています。特に地域の誰もが集える「朝市サロン」「野外サロン」や年 1 回の「六ツ川ふれあい祭り」「福祉バザー」「安心・安全ウォークラリー」では地区内の小中学生、高校生が積極的に参加する様子があり、多世代交流も活発に行われています。
- ・六ツ川大池地区においても、第 3 期地域福祉保健計画「つなげよう ひろげよう 地域で支える 安心なまちづくり」をスローガンに連合自治会・地区社会福祉協議会の下部組織、支え合いグループ「すみれ」の活動が順調に行われ、これをきっかけにサポーターの半数以上を占める男性の地域福祉保健活動への参加が更に増加しています。非常時には支え合う関係が出来ているという目標のもと、連合自治会が主体となり「音楽祭」「健民祭」「歩こう大会」等の地区全体での活動や取組みも積極的に行われています。
- ・六ツ川地域ケアプラザ担当圏域では 2019 年 3 月現在で高齢化率が区内トップという状況を踏まえ、介護予防や健康づくりにおいてはより一層の普及・推進が重要と考えます。横浜型地域包括システムの構築に向け、南区行動指針にも示されている通り、地域ケアプラザとして地域住民が身近な地域での介護予防や健康づくりの機会が得られるよう、場づくりや担い手の育成等の取組みを進めていきます。
- ・いずれの地域とも今後益々高齢化が進むなか、地域住民同士がお互いに見守り・見守られ、地域の中でどのように支え合い、繋がっていけば良いのかを、常に考えながらの取組みが行われています。平時はもとより非常時・災害時にはお互いが協力しあうことが重要ですが、一朝一夕に解決できることではありません。各自治会、連合自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会をはじめとした、地域福祉保健関係者の皆様の長年の努力により、日々地域住民同士の関係性の構築が進んでおります。法人として、指定管理をお任せ頂ければ、区役所・区社会福祉協議会等関係機関との連携を図りながら、地域の皆様が更に活動しやすくなるようサポートし、地域ネットワークの一層のつながり、広がり、深まりの実現に向けて取り組んで参ります。
- ・まずは、地域ケアプラザの利用促進のため、地域の方々が気楽に、利用・相談の場所として立ち

寄れる福祉・保健の拠点としての機能を充実し、活用のための周知を行います。

- ・また南区地域福祉保健計画の地区別目標に沿い、各地域の方々と協働してネットワークの構築、情報の共有、ともに支え合い・安心して暮らせる街づくりへの尽力を惜しまない所存であります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

- ・六ツ川地区・六ツ川大池地区ともにほぼすべての町内会単位で夏祭りや餅つき、各町内会の独自行事を実施しており、老若男女問わず地域住民同士が懇親する場が多数存在します。そのような場に出向くことで、地域の町内会長を始め、地域住民や各福祉保健関係者と連携を図ることができ、日々地域のニーズや困りごとをいち早く関係機関と相談し、解決に向け取り組みます。
- ・反面、担当エリア内において高低差が60メートル以上にも及び地域住民の移動に関しては、考慮が必要であると考えます。引き続き地域住民と協議し、有効な地域資源の発掘及び活用に努めて参ります。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- ・日常業務で把握したニーズ、地域住民からの相談、地域住民の動き及び地域支援チームの一員として把握した地域情報等を、積極的に行政、区社会福祉協議会、関係機関等に提供し、情報交換や支援の方向性を検討します。
- ・特に各関係者・団体が集う「地区懇談会」では、地域が抱える最重要課題についてそれぞれの専門性を活かした上での意見交換が行える貴重な場と捉え、継続して参加して参ります。
- ・他のケアプラザ、特に近隣ケアプラザにおいては地理的環境も類似しており、地域住民の課題も重複している場合もあるため、密な情報交換は必須と考えています。また、区内に限らず市内全域対象であるケアプラザ研修会や分科会等も重要な意見交換の場と捉え、積極的な参加をします。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

○法人理念

施設を社会資源にひとつと捉え、地域に根を張り、持てる機能の全てを地域に展開し、高齢者、障害者のみならず人々の生活支援に生かす。24時間365日の安心の拠点となり、その存在価値を常に問い続けていく。

○事業目標

1. 医療・介護報酬改定に左右されず、より質の高い効率的な支援をめざし関係機関や他のセクションと連携する。
2. 地域包括ケアシステムの構築
いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる、又、医療・介護が必要になっても包括的、継続的に在宅医療、介護の連携を推進していく。
常に、地域住民との共働のもと地域のニーズや課題を把握し取り組む。
3. 防災対策. 福祉避難所として役割
施設が被災した場合の避難については、定期的な地域住民や消防署との防災訓練を継続し、適切な対応ができるよう備える。
福祉避難所として、要援護者の受け入れ体制整備を継続し事業継続計画に基づいた行動が取れるよう定期的な訓練を実施する。
4. 認知症介護と高齢者虐待防止
高齢者の権利擁護については、継続して取り組み、個別ケース課題を通して、地域全体で取り組む。特養機能も活用し、地域の高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らせるよう支援する。特養入所者に対しては、新人職員研修の徹底と、家族の支援に力を入れ、身体拘束・虐待ゼロを継続していく。
5. 地域への公益的な取り組み(環境美化活動、社福軽減、ライフサポート事業)
6. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
我が事丸ごと、高齢者、障害者のみならず、高齢者サロンの運営や認知症カフェ、子供食堂、子供の居場所づくりに取り組み、住民から信頼され交流の拠点として活性化を目指す。

○業務実績

社会福祉法人 横浜太陽会 設立 平成4年12月
特別養護老人ホーム 白朋苑 開設 平成5年5月
老人短期入所事業 開設 平成5年10月
老人デイサービス事業 開設 平成5年11月
在宅介護支援事業 開設 平成9年10月
居宅介護支援事業 開設 平成11年10月
六ツ川地域ケアプラザ 受託 平成12年2月
地域包括支援センター(白朋苑・六ツ川) 受託 平成18年4月
小規模多機能型居宅介護(真珠のかがやき) 開設 平成18年4月
訪問介護ステーション白朋苑 開設 平成26年12月
訪問看護ステーション白朋苑 開設 平成26年12月
障害福祉サービス事業開始 平成27年3月
サービス付き高齢者向け住宅の経営 開始 平成27年9月
生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 開始 平成28年6月
栄養ケアステーション 開設 平成30年4月

特定相談支援事業 開設 平成 31 年 2 月

- ・上記の各事業の実施を通じて、介護予防支援から在宅での介護サービス、医療との連携、そして施設サービスへと継続したサービスの提供ができ、地域住民に安心感を持っていただける存在であります。
- ・特別養護老人ホーム白朋苑においては、区役所や区内地域ケアプラザの閉庁時でも、住民からの緊急相談に対応し、認知症高齢者の徘徊や介護者不在となった場合にも、安全で安心できる相談対応や緊急ショートステイの利用受入れ対応などの継続を実施しております。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ・特別養護老人ホーム、併設型短期入所生活介護、老人デイサービス、小規模多機能型居宅介護支援、居宅介護支援、地域包括支援センター、訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応訪問介護、サービス付き高齢者向け住宅、栄養ケアステーション、特定相談支援、生計困難者相談、六ツ川地域ケアプラザの各事業のサービス区分別による月次報告書を基に予算に対する実績の進捗状況の確認を行っています。
- 法人税は毎年ゼロ申告を行っています。財務状況は、外部会計事務所による経営分析・診断を受け、法令を遵守し、健全かつ安定した経営を行っています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

- ・所長以下、指定管理で求められる必要な職員について、地域の福祉保健関係者、区役所や区社会福祉協議会などの関係機関との連携を密にし、万が一、欠員が生じた際は速やかに報告および欠員補充に向け募集活動を行います。
- ・不足する職員においては、法人本部と十分に連携を取り、他部署からの異動や新規採用により適切な人材を確保します。その他、公的機関であるハローワーク・神奈川県福祉人材センターを中心に、横浜市介護人材求人情報提供システム、横浜市社会福祉協議会「ウェルじゃん」等の求人公開制度の利用やかながわ高齢者福祉研究大会に参加する学生・一般対象の就職相談会等の活用を行い、幅広い人材の確保・雇用を行います。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ・職員の採用に際しては、「法人の理念」、「職員の心得」を配布し、雇用管理にあたる所長の説明で

内容を熟知してもらいます。また、毎年度当初の職員研修の場でも、全職員で「法人理念」、「職員の心得」を読み合わせることで、再度職員として目指す方向性を確認し、常にサービス業であることを意識して職務に当たります。

- ・配置した職員間では、毎朝の各事業主任が集まってのミーティング、法人幹部を交えての月次代表者会議、月例職員会議等で報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有化を図ると共に、施設職員として、法人職員として目指す方向を確認し合い、意見や考えの出しやすい環境作りを意識します。
- ・指定管理者として公共性の高い業務に従事することから、常に法令順守を意識して業務に当たることの出来る職員育成に努めます。
- ・常勤職員、非常勤職員とも半年毎の人事考課にて、業務能力や自己研鑽、事業目標に対する個人目標の設定、および振り返りや評価を行うことで、個々の育成を図っていきます。
- ・職員の資質向上を図るため外部研修への積極的な参加を推奨し、研修参加者による報告等により研修成果を地域ケアプラザ全体で共有し、業務に反映するよう努めていきます。
- ・法人研修体系による法人研修委員会の年間研修計画及び事業所内研修委員会による年間研修計画に則り、職種・就労年数に応じた研修を受講する仕組みとなっています。これにより、専門性と組織性を高め、利用者の多様なニーズに応じられるようサービスの質・技術・知識の向上に努めます。
- ・事業所内において、各事業から選抜した職員で編成された研修委員会を組織し、事業所全体での年間研修を作成し、月1回の全体研修の場や、各事業定例会議の場において計画的な研修を実施して職員の資質の向上に努めます。
- ・資格更新に係わる外部研修、スキルアップのための資格所得、セミナー等の開催情報については、事業所内回覧や休憩室への掲示により、情報が入手しやすくなるよう配慮します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

- ・指定管理者として、公共の施設を維持管理していくことを常に意識して公平・公正に管理運営を遂行していきます。
- ・消防法などの関係法令を遵守し、建物・設備の良好な維持管理に努めるとともに、職員による施設巡回作業を少なくとも日中1回、夜間1回以上実施します。また、月1回の設備管理業者点検、管理者である所長の自主点検を励行し、危険箇所を含め破損・故障個所の早期発見・修復を行います。
- ・指定管理者に求められる保守点検について、保守メンテナンスの業務委託契約を行い、適切な施設管理を行います。なお、施設修繕については都度区役所担当部署と相談調整し、適切に実施します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

- ・安心して施設を利用していただくため、「緊急時対応マニュアル」、「事故防止マニュアル」を策定し、全職員が意識して取り組みます。また、地域ケアプラザ利用者の急変等に備えるため、心肺蘇生訓練、AED使用訓練を実施します。
- ・軽微なものはヒヤリハット報告書を策定し、蓄積・分析を行い、重大な事故を未然に防ぐよう取り組みます。
- ・やむを得ず事故が発生した場合には、利用者の安全を確保し被害を最小限にとどめるよう迅速に行動いたします。事故後、24時間以内に事故検討会議を開催し、事故の原因・分析を行い再発防止策を講じ、同様の事故が発生しないよう全職員で共有を行います。
- ・防犯対策として、安全な管理運営実施のため、夜間職員不在時もセキュリティ会社との機械警備契約を行い、施設の安全管理に努めます。
- ・また、万が一の事故・事件に備え平時から近隣の消防署・交番・警察署等と連携し不測の事態に備えます。
- ・災害時には自助・共助の取り組みが重要となってくるため、自助・共助の啓発として、あらゆるライフステージに応じた防犯講座を実施します。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- ・事前準備として、毎年の備蓄物資の管理は勿論のこと、発災時の訓練等を毎月の月例防災内で行っています。月例防災では、点呼訓練や災害時連絡手段(伝言ダイヤル 171)、災害時用伝言板(web171)、ポータブル発電機の使用等について学んでいます。
- ・職員の参集については、半数以上の職員が徒歩、自転車での通勤圏内のため、自身の身の回りの安全を確保した上で、福祉避難所マニュアルに則り速やかに参集し、福祉避難所の開設・運営にあたります。参集にあたっては日頃より連絡網及び自衛消防隊組織図の変更・更新を行い、各職員に周知していきます。
- ・また、地域防災拠点や各単一自治会、小中学校等と協働して、地域住民向け「福祉避難所」についての説明・講座を開催し周知活動を継続して行います。
- ・福祉避難所情報共有システムの導入に伴い、各職員が操作方法を把握し今後の活用に努めます。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

- ・災害発生時に地域住民や帰宅困難者への飲料提供を行う目的で災害救援バンダー(有事の際に無料で提供できる自動販売機)の設置をします。
- ・毎年災害用備蓄が横浜市より支給された際は、月例防災訓練内にて備蓄品の確認を行いローリングストックに努めます。また、発電機等の備品の動作確認も定期的に行います。
- ・年2回以上総合防災訓練を実施し、南消防署六ツ川出張所および消防用設備法定点検委託事業者の協力を得て、震災や火災、風水害の発生を想定のもと、通所介護利用者及び貸館利用者の避難訓練を実施します。
- ・停電時24時間デジタル多機能電話を継続導入し、万が一停電が起きた際も、関係機関と連絡が取れる体制を維持していきます。
- ・敷地の一部が土砂災害警戒区域に当たるため、災害時は速やかに地域住民への周知および当該箇所の立ち入り禁止の設定を行います。
- ・災害時に速やかに連携、協働が図れるよう、日常的に地域の福祉保健活動関係者との連絡や地域防災拠点での防災訓練等に参加し、平時からの連携に努めます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ・これまでも総合相談や介護予防ケアマネジメントにおいて、事業者の選択時は相談者および利用者に対し、ホームページにより事業者一覧を示したうえで選択してもらっていますが、地域ケアプラザ業務連携指針に則し、今後も地域住民、地域の各種団体、事業者等に対し、常に公正・中立な立場で業務を推進していきます。
- ・エリア内を中心として、オリジナルで作成した区内の介護保険事業所の配置図を設置および更新し、地域住民が来訪した際には、常に区内全事業所の位置が把握でき、またパンフレット等必要な資料が閲覧できるように整備することで、事業所の選定に役立てて頂くようにします。
- ・地域包括支援センターでは事業者の選択について相談を受けることが多いため、相談者の意思・意向を尊重するとともに、ホームページ等により情報提供し、その上で相談者に選択してもらうよう徹底していきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

○利用者のニーズ把握及び改善について

- ・事業毎に利用者に対して少なくとも年1回のアンケートを実施し、ニーズの把握を行います。結果を分析し、改善策の検討及び実施と併せて実施後のモニタリングを含めケアプラザ全体で共有

(館内に公表等)を図ります。

○要望や苦情への対応の取り組み

- ・館内に意見箱を2カ所常時設置するほか、ホームページからも日常的に利用者等からの要望や意見、苦情等を受け付けます。
- ・苦情受付担当者・苦情解決責任者・苦情解決第三者委員(元民生委員・福祉担当者)を明確にし、苦情受付体制・フォロー図の施設内掲示をするとともに、利用契約時には公的機関に対しても苦情の申立てができる旨の丁寧な説明を行います。
- ・苦情解決マニュアルを策定し、苦情受付後、迅速に解決が図れるよう取り組みます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

○個人情報保護への取り組みについて

- ・個人情報管理の重要性を認識し、個人情報保護に関する法律・横浜市個人情報保護条例に従い、利用者の個人情報保護に努めます。
- ・個人情報保護基本方針および個人情報の利用範囲を施設内に掲示するとともに、ホームページにも情報を公開し、取り扱いを明確にします。
- ・個人情報保護に関する全体研修を少なくとも年1回実施し、個人情報の取り扱いの再確認および漏えい防止・保護に努めます。
- ・個人情報を適正に管理するため、事務作業に関し、離席時のパソコンのロック、パソコンや個人情報の含まれた書類等の施錠保管、書類破棄の際のシュレッダー利用の徹底を行います。特別重要な書類に関しては、定期的に機密文書による廃棄を行います。
- ・業務上個人情報を社外に持ち出す場合は、「個人情報持ち出し簿」を活用し、個人情報保護に努めます。
- ・ボランティア、実習生・研修生の受け入れにおいても個人情報保護についての説明、書面で守秘義務の確認を行います。

○情報公開の取り組みについて

- ・法人の運営状況等の情報については、ホームページにて公開します。
- ・施設の事業計画・事業報告・決算書の閲覧を可能とし、情報の公開に努めます。
- ・介護サービス情報公表の調査を実施し、情報を公開します。
- ・保有情報の公開請求があった際には、策定したケアプラザ情報公開規程に則り、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の公開を実施します。

○人権尊重への取り組みについて

- ・横浜市人権施策基本方針「一人ひとりの市民がお互いに人権を尊重しあいともに生きる社会の実現を目指して」を基に、あらゆる分野の人権問題をテーマとした研修や事例検討を定期的に関行します。職員一人ひとりの人権問題に対する理解を深め、人権尊重に関する意識を高めていきます。また、日常業務内でも人権尊重について意識できるよう建物内の掲示板に人権啓発ポスター

を掲示します。

- ・人権侵害や差別問題について相談を受けた際には状況に応じて、人権相談窓口等の適切な相談機関へ紹介を行います。
- ・地域住民に対しても障害理解講座等を開催することでノーマライゼーション意識の醸成および誰もが安心して暮らせる地域づくりへの啓発を行っていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

○環境配慮について

- ・ヨコハマ3Rプランの主旨を理解し、職員および利用者にも協力を仰ぎ、ゴミの発生抑制・分別・リサイクルに努めていきます。また、エコキャップの回収を行いリサイクルの促進、CO2削減に貢献します。
- ・ゴミの排出抑制の一環として、燃えるごみ、プラスチックごみ等、種別に日々排出量を計測し、四半期毎に統計をとることで、傾向を把握し長期的な削減に取り組みます。
- ・施設内にゴミ減量を促すポスターを掲示して、利用者及び職員の私用ごみの持ち帰りを励行し、ごみ減量化を行います。
- ・車両のアイドリングストップを励行し、CO2排出削減に取り組みます。
- ・日常業務においては、水光熱費の削減のため冷暖房の適正温度設定を行うほか、夜間や日中の時間帯でも施設内の電気やOA機器をこまめに切ることで積極的な節電に努めます。

○市内中小企業優先発注について

- ・横浜市の重要施策である市内中小企業の振興に関する「横浜市中企業振興基本条例」の主旨を踏まえて、小破修繕、物品の調達にあたっては、横浜市ホームページの有資格者名簿の情報を活用して、市内中小企業者から見積りを聴取する等、市内中小企業者の受注機会の増大に寄与します。

○男女共同参画推進について

- ・男女共同参画社会基本法の主旨に沿い、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保します。
- ・子育てや介護・ダブルケアなど個人の置かれた状況に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- ・勾配の急な坂の上という立地条件にありながら、コーラス、健康体操等、自主事業から自主活動化したグループが地域に根を張り、活発に利用されている現状があります。
- ・上記の立地から、特に高齢者が利用しづらいため、高齢者の食事会等には自動車を用意して送迎を行い、利用の促進に繋がります。
- ・利用申し込みの受け付けについては、来所・電話のほか、立地環境も考慮しインターネット環境で行います。
- ・貸館利用者懇談会を開催し、各利用団体がどのように活動しているのかを相互に理解して頂くことで、お互いに気持ち良く施設を共用して頂けるよう働きかけていきます。
- ・年に1回の利用者アンケートの結果は館内に掲示すると共に、運営協議会で利用状況を報告し、委員の皆様からも意見を頂戴し、施設運営に活用します。
- ・毎月1回、カラー写真を多数掲載した「地域交流便」や地域の掲示板を利用しての紙媒体による方法のほか、ホームページやブログ、フェイスブック等のSNSを含めたインターネット環境を利用し、様々な年齢層へ情報提供をします。
- ・地域交流便は毎月回覧板で各戸閲覧および区役所、六ツ川一丁目コミュニティーハウス、六ツ川台コミュニティーハウス等に配架協力を依頼し、広報します。
- ・毎月開催されている地域の連合自治会町会、民生委員児童委員協議会に出席して施設の利用案内、事業紹介を随時実施してまいります。
- ・来館者が通る通路と事務室が近いので、事務室に在籍する職員は来館者に進んで挨拶するよう励行し、気軽に気持ちよく立ち寄れる施設であることを地域住民の意識に定着させます。
- ・施設内外に掲示板や配架専用スペースを設置し、各分野における情報提供を実施してまいります。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

- ・六ツ川地区・六ツ川大池地区共に地域活動交流・生活支援体制整備・包括支援センター職員により自主事業や地域の会合、行事への参加でケアプラザの存在をアピールし、高齢者・子ども、障がい児・者の相談について受け入れる体制にあることを周知して参ります。
- ・引き続き広報専任職員を配置し、ホームページ、ブログ、広報誌、掲示板等を活用して情報提供を行っているため取り組みを継続し、より内容を充実させていくことで各分野についての情報提供を図ります。
- ・子ども分野においては、エリア内すべての保育園と連携し、毎月行事案内やコメント等を広報誌に掲載することで、子育て世代の情報源として活用して頂けるよう周知して参ります。
また、虐待などの緊急性のある相談に関しては、速やかに民生委員・児童委員や区役所等と連携を図りながら対応をしてまいります。
- ・障害分野に関しては、制度の仕組みやサービスの利用に関して、区役所、区社会福祉協議会、生活支援センターやNPO法人等関係機関と連携の上、常に最新の情報を収集し、地域住民に提供してまいります。

- ・障がい児・者でもケアプラザの機能の周知や問合せ、相談等が気軽に行えるよう、ウェブアクセシビリティ仕様書に基づきホームページの作成・更新を行います。
- ・近隣の地域活動センターと協働し、自主事業である「ボランティア交流会」内において、障害者施設見学会等の実施を継続していきます。
- ・高齢者、子ども、障害者分野における区役所作成の冊子、チラシ等の情報は施設内ラック等、見やすい場所に配架して来場者に提供します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ・地域の各種会合や各職種が行う事業において得られた相談については、適宜包括内で情報共有を行い、生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーターを含めた5職種が分担して対応にあたっていきます。知り得た情報については、毎月一回の5職種会議や毎朝のミーティング等で共有していきます。
- ・法人の強みを生かし、栄養ケアステーションや各サービス事業所と連携し、地域ニーズに合った事業等の展開をしていきます。
- ・区役所、区社会福祉協議会、子育て支援拠点、地域活動ホーム、生活支援センター、子供医療センターにもケアプラザ広報誌を配架依頼や情報共有を密にし、連携を図っていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- ・エリア内の民生委員・児童委員協議会、連合町内会議、町内会サロンにおける介護相談室、福祉保健活動定例会等に所長ほか5職種で参加することにより、相互に顔の見える関係性を培い、地域福祉保健ネットワークの一層の強化へと繋げていきます。
- ・ケアプラザを会場とした「お祭り」を継続して開催し、地域ケアプラザが福祉保健活動の拠点としての存在意義を地域の方々に改めて認識して頂けるようにします。
- ・「お祭り」の実行委員会のメンバーとして、地区連合自治会の域を超えた組織として地域の中から人材を募り、企画段階から主導して当日の運営までを取り仕切って活動していただく事で、地域ネットワークの拡充・深化に繋がることが期待されます。
- ・六ツ川地区連合自治会・六ツ川地区社会福祉協議会で実施している「六ツ川見守りたい」や六ツ川大池地区連合自治会・六ツ川大池地区社会福祉協議会の下部組織として活動している支え合いグループ「すみれ」の地域での見守りネットワーク事業の企画会議・運営推進会議に参画させて頂き、また子育てサロン、各種サロンなどの事業に出向くことで、地域のネットワーク構築に向けて協働して参ります。
- ・地域福祉の担い手である民生委員、自治会役員、保健活動推進委員、ボランティア、介護保険サ

ービス事業所等を対象にして、時宜に応じたテーマを設定した交流会・学習会を定期的に開催し、地域福祉保健のネットワークに寄与します。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・南区地域福祉保健計画の各地区別計画に沿って、六ツ川地区・六ツ川大池地区、別所地区とも各地区の実情・特性に応じた見守り活動の推進、サロンの立ち上げ・継続、認知症カフェの発足等、地域ネットワークの充実が着々と進んでいます。
- ・地域ケアプラザとしても地域の皆様が更に活動しやすくなるようサポートするため、区役所や区社会福祉協議会と連携しながら地域ネットワークの一層の繋がり、広がりの実現に向けて取り組みます。
- ・各地域で取り組まれているサロンや事業等に区役所、区社会福祉協議会と一緒に出向いてヒアリング等を行い、それぞれに抱えている課題等を抽出し、協働で課題解決に向けてサポートしていきます。
- ・地域包括支援センターが主催して地域の福祉保健活動の担い手の方々を対象とした「交流会」を開催し、区役所の地区担当保健師やケースワーカーにも参加して頂くことで地域特性を理解し、また、活用できる社会資源があるか、どんな社会資源が不足しているのかを区役所・地域包括支援センターで検討していきます。
- ・毎月定例の地域ケア施設連絡会、包括支援センター連絡会に出席し、適宜市・区の施策を理解し、日常の業務に反映していけるよう心掛けます。

キ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- ・身近な地域課題の解決に向け、各部署ごとの取り組みではなく、各支援者が一丸となって連携し、支援をしていく必要があると考えます。そのために地区別支援チームの一員として、地域福祉保健計画の地区別計画策定や推進を進めて参ります。
- ・収集した地区情報を整理し再度、地域住民や支援チームにフィードバックし、課題の抽出および取り組みの提案を行います。
- ・地区別計画で解決できない問題については、課題を広義に解釈し区計画に繋げられるよう努めて参ります。いずれも地域住民、行政、関係機関等と横のつながりを日常的に持ち、業務にあたります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- ・高齢者支援事業に関して、脳トレ教室、食事サロン等を展開し、高齢者の閉じこもり防止を図ります。また、参加者の言動を注意深く観察する中で、気になる点が見つかった際は、地域包括支援センターの職員と連携し、必要な支援方策を探っていきます。
- ・子育て支援事業を年間を通じて定期的に行うことにより、参加者による自主事業グループを立ち上げ、地域に根づいた活動をしてもらえるよう、人材育成も視野に入れて行います。
- ・障がい児・者支援事業としては、まずは障がい児への支援を充実させて行きます。ダンス教室及び発表会を開催し子育て支援同様、夏休み等長期休暇時には工作教室など多くの子ども達や支援者が参加できるような工夫をしていきます。又、障がい者の活動場所が少ないという地域特性を鑑み、障がい児ダンス教室の対象年齢を超えても継続して参加できるように配慮します。
- ・地域向け支援事業に関しては、自主化を目標として参加者に説明を行うなど参加者にも自覚を持って参加して頂けるよう促し、将来的には自主事業等へボランティア活動して頂けるような人材育成を視野に入れて実施していきます。
- ・すでに自主化しているグループに関しては、ケアプラザがいつでも相談できる窓口としての認識を持っていただき、又、定期的に活動場所へ訪問し更なる発展のため広報誌への掲載を行うなど後方支援を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

- ・福祉・保健団体に留まらず、地域ケアプラザの貸館を利用するすべての団体に呼び掛けて貸館利用団体の懇談会・交流会を開催し、その場で各団体の活動目的や内容を紹介し、周知を図り、また地域ケアプラザの貸館施設設置の趣旨を説明することで、福祉保健活動団体が優先的に利用できるよう、他の団体にも理解を求めていきます。
- ・多くの地域住民が集う「ケアプラザ祭り」での公演イベントや模擬店に、障がい児者グループを始め福祉・保健活動団体が日頃の活動での成果を発表する時間と場所を設けることで、地域住民にこれらの団体の活動状況を広く周知、理解して頂くきっかけとなるよう支援していきます。この働き掛けが、福祉・保健活動団体が地域ケアプラザ以外の場所でも活動しやすい状況に繋がっていくと考えます。
- ・夜間に行われる福祉活動団体の活動による参加者に対し、駐車場の利用制限をなくし、建物脇の通路を開放し、立地面での困難な状況を克服します。
- ・ホームページに貸館空き情報を掲載し、気軽に借りられるようにします。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・既に登録されている「ちょこっとボランティア」に登録して頂いている方の中から、地域住民の依頼に沿い派遣するボランティアを選定し、依頼に応じていきます。
- ・地区連合自治会・地区社会福祉協議会が連携して実施している見守り活動の一環としての支え合いグループの活動と「ちょこっとボランティア」との活動とで業務範囲の重なる依頼については、まずは前者を優先して紹介し、利用に繋げていきます。
- ・ボランティア活動をしたい方の意向を汲んでのコーディネートはもちろん、一定の経験を積んだ方には、更に別の場所、別の分野に活動を広げて頂けるようなコーディネートも試みて、ボランティア活動の幅を広げていきます。たとえば、通所介護での高齢者整容や食事配膳をしているボランティアに呼びかけ、地域活動交流の子育て・障がい児支援事業での見守りを行って頂いたり、近隣の介護サービス施設でもボランティアを募集していることを情報提供します。
- ・登録研修会講師の認定研修を修了したコーディネーター等職員により「よこはまシニアボランティア事業」のボランティア登録研修を開催して、登録者の増員を図ると共に、併せて「ボランティア入門講座」の開催や、地域活動交流・生活支援整備体制の自主事業や通所介護事業でのボランティア活動をコーディネートしたり、区社会福祉協議会と連携してボランティア活動の場を紹介することで実践者の増員を図ります。
- ・夏休み等、長期の休暇期間においては、若年層を中心にこの期間のみボランティア活動を行おうという方が出てくることも予想されます。子育て・障がい児・者の余暇支援のため、ボランティアニーズも高まる時期でもあるので、双方のニーズを上手く結び付けられるように、広く公募したり、地域の保健福祉活動関係者からの情報を基にして、ボランティアの新規発掘、育成に繋がります。
- ・単なる「受け手」「支え手」の関係に留まらず、年齢や障害の有無に関係なく、知識・趣味・特技等を生かして「受け手」側が「支え手」としても活動でき、住民同士の支え合いが広がるようコーディネートしていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・日頃より、地域の連合自治会や地区社会福祉協議会等で主催しているサロン活動、高齢者食事会、健診やウォーキングの保健活動、防災訓練、防犯活動等を取材し、情報の収集、活動している地域の方々との顔の見える関係づくりに努めます。
- ・上記取材により収集した情報を広報誌に掲載し、エリア内各戸回覧やコミュニティーハウス、区役所、病院、学校、子育て拠点等に配架します。広範囲に配架を依頼することで、地域住民への広報及び周知を行います。
- ・ホームページやブログ等の SNS も活用し、「貸館の予約情報」や「講座の募集状況」を掲載、定期的に更新を行います。

- ・地区の社会福祉協議会が発行する広報誌の編集活動に協力し、情報提供の支援をします。
- ・地域における福祉活動団体にはケアプラザ貸館を利用する団体も多いことから貸館利用懇談会・交流会を開催し、各団体の活動紹介で周知を図り、各団体間のネットワーク作りの場の提供を行っています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・高齢者のニーズ・分析の把握については、データの収集と地域に出向き収集した住民の意見を把握し、分析しています。具体的には下記のような形で収集して分析をしていきます。
1. 地区の統計データにおいて、高齢者の年齢別分布状況を収集していくとともに、区より提供のある地区概況データにおいて、介護認定の状態や利用サービスの状況を把握します。また包括支援センターが所有する要支援の方のサービス利用状況等を把握し、どの年代の方に介護状態が多いかなど分析をしていきます。
 2. 包括支援センターが所有する要支援の方でサービスを利用している方の地区における分布および区から提供される「75歳以上の一人暮らし名簿」を活用し、75歳以上の方の状況をマッピングして地区における分布状況を把握します。
 3. 市で行われている「健康と暮らしの調査」いわゆる JAGES データにおいて要介護リスクや就労・社会参加等の状況を把握します。
 4. 地域のような活動に参加し、地域住民へのインタビューを実施し、生の声を拾っていきます。また収集したデータおよび生の声は、六ツ川地区の「六ツ川みまもりたい」や「お出かけ会議」、六ツ川大池地区の「移動販売」等の協議の場で情報発信をし、地域の課題について話し合いを促進するためのアイテムとして活用していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・既存の地縁による活動等、現在情報を把握している活動については、継続してアセスメントを実施し、最新の情報を地域活動情報システム「Ayamu」に反映して地域支援者と共に分析していきます。地域の多様な社会資源については、積極的に関係づくりを継続・実施していきます。
1. 介護保険事業所や障害サービス関係の事業所一覧にて情報を把握し、事業所の会議やイベント等に積極的に顔を出したりしながら、その事業所と顔の見える関係づくりを構築します。その上で、介護保険事業所の空きスペースや空き家の活用等はサービス B の可能性も含めた様々な視点から、検討していきます。
 2. 地域を足でまわりながら、商店や神社仏閣等、何があるか把握します。またその場所でイベント

を実施する、地域に広報を発信するなど積極的に地域活動をしているところもあります。そのような社会資源へは、利用者として訪問をしたり各イベントに参加し、顔の見える関係づくりを構築していきます。また、把握した情報を元に協働で、集いの場を企画するなど提案し、検討していきます。

3. 民間企業においては、企業が参加する地域の集まりなどへの参加や、地域の方から紹介していただきながら、積極的に顔の見える関係づくりを構築できるように模索していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

・地域で行われる会合や、包括支援センターで実施される地域ケア会議等において、課題に対する協議の場を持つことを提案していきます。地域住民の方々にご理解いただくために、きっかけづくりとして講演会等を企画し、地域と協働していきます。具体的には下記のような形で収集して分析をしていきます。

1. 一人暮らしの方の見守りについて課題が出ているため、見守りの体制づくりを目指して地域の方々と協議の場を設けて検討していくことを提案していきます。特に、地域の皆さんが関心をもっている個人情報の共有という観点で、高齢者の見守りをテーマに、専門家を講師に呼ぶなど講演会を協働で企画・実施する等、きっかけづくりを提案していきます。
2. 認知症の方が過ごしやすい地域づくりの課題が出ているため、認知症の方の理解と啓発を目指して協働による講演会を企画実施していきます。この講演会をきっかけに協議の場を設けて一緒に協働していけるように提案していきます。
3. 坂の多い、六ツ川地区の特徴として、移動支援の課題も出ています。この課題を地域全体の課題として検討することを呼びかけていきます。

現在、「地域のお出かけ会議」と銘うち、永田地域ケアプラザと協働で坂の上の方のお出かけ支援のという観点で、車による移動と坂の途中でのベンチ設置などを、地域の有志の方と検討しています。ただし、自治会町内会別に関心の高低もあるため、より関心を広くもっていただくために、買物支援という形で、実際に車を使ってスーパーへの移動の試運転を実施し、見せることにより具体的イメージをもち関心をもてただけるようにしていきます。関心をもていただいた時点で、社会福祉法人や民間企業などにも声をかけて、協議の場への参加を呼びかけます。

4. その他、個別の生活支援についての課題が見えている地域においては、積極的に協議の場を設け協働で検討していけるようにしていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

・既存の地域の活動の継続・発展に向けては、活動の把握のための、地域アセスメントにおいて

活動のための相談等を受けた場合において、積極的に支援すると共に、新たな地域の活動の創出に向けて活動を希望する個人や地域貢献を目指している団体等の支援をします。具体的には下記のような形で収集して分析をしていきます。

1. 参考にするための研修などの情報提供や、他の活動の見学や話を聞く機会などを調整するなどしていきます。認知症カフェとおりみちの家族の会の開催に向けて、他のカフェへの見学研修やスリーAゲーム教室のボランティアのスキルアップのための研修案内等を継続して行っていきます。
2. 活動の発展・継続のために共催という形での講演会や講習会を今後実施する等、活動の発展につながる支援を検討します。
3. 地域アセスメントにおいて関係性ができた商店、民間企業、神社・仏閣等と協働で、新たなサービスの創出などを企画・検討していきます。75歳以上の方が多地域において、お寺を活動場所としたサロン創出のための検討をしています。その他、社会福祉法人や民間企業と協働した買物移動支援の創出の取り組みや商店と協働した新たな居場所作りなども一緒に検討していきます。
4. その他、地域活動を開始したい住民の方に対しても、他地域を含めた類似活動の紹介・見学の調整。資金調達のための情報提供等活動を立ち上げるための支援を積極的に実施してきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・地域における身近な相談窓口としての機能を周知し、子どもから高齢者まであらゆる世代の方々が安心且つ気軽に相談できる体制を継続します。
- ・担当エリアが六ツ川地区、六ツ川大池地区、別所地区と広範囲に広がっており、地理的にも山坂が多いため、地域ケアプラザまで来所出来ない相談者も想定できることから定期的に出張相談会（各町内会館、六ツ川一丁目コミュニティーハウス、大池連合自治会館、別所コミュニティーハウス等）の開催を計画し、アウトリーチの視点も取り入れて総合相談事業に従事していきます。
- ・介護者支援として、「介護家族懇談会」を定期的開催し、介護者の相談に応じられる機会を作っていきます。
- ・地域ケア会議を始め各福祉保健関係者が出席する会議にて、地域包括支援センターの役割の周知や各関係者と気軽に相談や情報交換が行える体制作りを推進して参ります。その上で、個別相談の分析や地域診断、最新の地域情報の収集を行い、総合相談に役立てます。
- ・特に多問題を抱えるケースでは必要に応じて随時、区役所や民生委員、サービス事業所等の関係機関とケースカンファレンスを開催し、問題解決に努めていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・認知症の正しい理解促進のため、キャラバンメイトと協働し、認知症サポーター養成講座を開催

しています。これまでに民生委員児童委員協議会、地区社会福祉供養議会、老人クラブ、各町内向けに実施しているほか、民間企業の従業員向けや小学校にて児童向けに行っていますが、さらなる普及活動が必要と考えられるため、今後もエリアの各町内会、民間企業、小中学校等に開催の働きかけを行っていきます。

- ・認知症の方でも気軽に参加できる居場所作りとして、エリア内の認知症キャラバンメイト、ボランティアと協働しての「カフェとおりみち(認知症カフェ)」の立ち上げの後方支援を行ってきました。今後も活動拡大に向け、後方支援を行います。
- ・キャラバンメイトへの支援として、南区認知症サポート医に協力を仰ぎ、勉強会を開催しています。今後も継続していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・地域において独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増えており、成年後見制度に関する関心・相談も増加傾向にあります。制度に関する、多種多様な相談に対応できるよう、研修等に参加し成年後見制度の知識を身につける他、地域向けに講座を開催し、制度の普及啓発を行っていきます。また、高齢者が安心してより良い人生を過ごせるように、「南区版エンディングノート」や「もしも手帳」等のツールを地域にて活用を促します。そのための講座開催や広報誌等で広く周知を図ります。
- ・南区内では消費者被害や特殊詐欺被害が多い現状があります。地域向けに消費者被害防止の普及啓発講座を開催していくことで、被害防止を推進していきます。
- ・高齢者虐待防止のため、普段から地域の防犯班や最寄りの警察署等関係機関と情報を共有し、連携を図っております。また、普及啓発のために地域向け、法人職員向けに高齢者虐待防止をテーマとした講座を開催します。
- ・介護者支援の視点から「介護者家族のつどい」を年4回開催し、介護者同士の交流や情報交換、悩み等を話せる場を作ります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・地域住民に対して、老人会や町内会の会合、高齢者食事会等へ出席し、介護保険制度や介護保険サービス、ケアマネージャーの役割等について説明を行っていますが、広く浸透しているとはいえないため、今後はエリアの各町内会を始め、老人会、各種会合に積極的に参加し説明を行っていきます。
- ・支援困難事例については、介護保険だけではなく様々な社会資源を活用することによって、在宅

生活が継続できるようにケアマネージャーとともに支援していきます。

- ・受け止めた相談については、民生委員・児童委員や行政、各福祉保健関係者と情報共有を行い解決するまで継続的に支援の方向性について意見を摺りあわせていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ・南区在宅医療相談室の事例検討会や南区在宅療養支援ネットワークの総会・講演会に事務局として参加する等、積極的に地域のケアマネージャー・医療関係者とのネットワーク構築を図っていきます。
- ・平成 29 年度より、南区内の病院と包括共催による地域向け健康講座を開催しています。地域住民が参加しやすいよう六ツ川一丁目コミュニティーハウスを会場に設定し、毎回約 70 名ほどの参加があります。講座はとても好評で、今後も医療連携の発展と地域住民の健康意識向上のため継続開催していきます。
- ・エリア内の居宅介護支援および医療機関、調剤薬局を適宜訪問し、地域包括支援センターの事業等について周知や情報交換を行っています。今後も同様の取り組みを継続する他、協力医との情報交換や勉強会を通して医療・介護の連携推進を支援していきます。
- ・支援困難事例や緊急対応等に対し、3 職種で連携し、同行訪問や適切な助言を行いケアマネージャーの負担軽減や解決に向けた検討を行っています。
- ・区役所と南区 8 包括共催で「新任ケアマネージャー実習」や現任ケアマネージャー向け研修を開催し、行政サービスの基礎知識、虐待防止、ケアマネジメント向上等様々な視点でケアマネージャーの資質向上を図っています。今後も新任ケアマネージャーの悩みごと・困りごとに対し、研修や勉強会の検討を行っています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・個別事例ごとの地域ケア会議及び地域包括支援センター圏域ごとの地域ケア会議の定期開催により、地域住民や専門職、医療従事者、行政職員等幅広い関係者の参加を得て、地域に更なる充実が求められる社会資源を考察すると共に、緊急時に協力できるような体制を作れるように呼び掛けて参ります。
- ・地域ケア会議を開催して、認知症高齢者の早期発見・早期対応や、居場所作りのための必要性が地域で考える機会となり、認知症サロンの立ち上げのきっかけとなりました。また地域診断を含めた地域ケア会議を開催したことで、山坂の多い地形に送迎サービスの必要性も考える機会になったと感じます。地域福祉保健関係者や介護・医療関係者だけでなく、地域で生活している方々が有機的につながっている事が必要であり「地域での高齢者の見守り」をテーマに個別版地域ケア会議、個別版を統括して包括版地域ケア会議を開催しています。引き続き地域ケア会議では地域の福祉保健関係者、介護・医療関係者、地域関係団体、行政等だけでなくボランティア団体なども交え「地域の見守り体制」「見守りネットワークの構築」について検討を重ねていきます。ま

た、見守り時に有効となる個人情報の取り扱いや注意点を地域住民、福祉関係者等と学習していきます。

- ・会議の開催、検討にあたっては地域住民だけでなく、南区認知症サポート医やリハビリ職、栄養士等他職種の助言者にも参加を要請し、より専門的な視点で助言を頂くよう取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・要支援および事業対象者に対するケアマネジメント業務が適切に行われるよう、他職種や区をはじめ関係機関と連携しながら、委託している事業所やケアマネージャーへの支援を行います。
- ・プランの中に給付以外の地域のインフォーマルサービス等を組み込み、地域の特性を生かした支援ができるように情報提供を行います。
- ・常に「自立支援」「介護予防」「重度化予防」の視点に立ち、介護予防サービスのみに留まらず、保健医療および福祉サービス等を総合的かつ効率的に提供します。
- ・指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定は、公正・中立性の観点からホームページで情報提供をし、ご本人の選定により決めて頂くよう徹底していきます。
- ・包括エリア内やブロック毎で介護予防支援業務に関する研修会等を開催し、ケアマネージャーのスキルアップを図ります。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・一般高齢者のリスク把握と介護予防プログラムへの参加を推進するため、町内会・老人会と連携し、地域の行事の中で、「お元気で21健診・出前講座」を実施していきます。
- ・地域活動に参加し、地域のニーズに合った介護予防事業の把握に繋げるとともに、身近にある町内会館で介護予防講座を開催し普及啓発していきます。介護予防講座には「お元気で健診・出前講座」とタイアップして、参加者がご自身のリスクを把握し、介護予防に繋ぐことが出来るように、今後女性のみならず引きこもりがちな男性高齢者を中心とした、筋力アップ講座や栄養改善のための料理教室等、各専門職と企画を検討し、効果的な講座を目指していきます。
- ・介護予防教室等に来なくなってしまった参加者に状況把握と参加継続のアプローチを行います。また、介護になっても参加できる環境づくりを実施主体とともに検討します。
- ・自主活動グループや元気づくりステーションが円滑に活動できるように後方支援を行います。
- ・介護予防事業の取り組みについて、広報誌やホームページを活用し、地域住民に普及啓発します。
- ・地域活動として定着するよう、担い手の発掘、育成、支援を行います。また、担い手発掘の場として、講座や講習会を開催します。介護予防サポーターおよび元気づくりステーションボランティアの育成・支援のため、フォローアップ研修の場を設けていきます。

- ・山坂の多い環境下、閉じこもり傾向の住民の増加がみられるため、地域でのネットワークを構築し、早期に相談に繋がるよう働きかけていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- ・民生委員・児童委員協議会定例会、連合自治会、老人会、各種サロン、地区社会福祉協議会の事業に参加、協力して参ります。その都度、地域包括支援センターの役割や機能の説明などを行っていきます。
- ・他職種連携の場として、地域の保健福祉活動実践者も交えた「交流会」を企画・開催し、エリア内の介護従事者や医療関係者の参加を呼び掛け、地域住民とのネットワークの構築、地域ケアシステムの構築を図って参ります。
- ・また、今後も学校や民間業者や地域 NPO 団体、商店等、地域を広く捉え、六ツ川地区・六ツ川大池地区の共通の課題でもある、見守りネットワークの構築を推進し、異変の早期発見・早期対応を行える体制を整えていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ・利用者の自己選択を尊重するほか、心身の状況、生活状況、経済状況に合わせてケアプランを作成し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう公正・中立な立場から支援を行います。
- ・地域の高齢者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、自立支援、介護予防、重度化予防の視点に立ってケアプランを作成します。また、介護保険サービスだけでなく、行政サービスおよびインフォーマルサービスを積極的に取り入れ、総合的かつ効率的に支援します。
- ・地域の住民や福祉保健関係者、地域包括支援センターとの連携に努め、地域の独居高齢者、高齢者虐待ケース等の支援に協力します。
- ・ケアプラザの機能を活かし、事業所内他職種、関係機関、地域団体と連携し、安心・安全な生活を送ることが出来るよう支援を行います。
- ・地域包括支援センター・生活支援コーディネーター、地域交流コーディネーターとの情報交換を積極的に行い、収集した地域の最新の情報を共有し、利用者に還元していきます。
- ・職場内外の研修や連絡会等に参加し、専門職としての資質向上を図り、事業所内で共有を行うことで高いレベルでの支援の均一化を図ります。
- ・災害時要援護者安否確認事業等に協力、要援護者作成台帳の随時見直し、更新も行います。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

○運営方針

- ・通所介護、第1号通所介護の実施にあたっては、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持等を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、地域の保健福祉活動関係者、医療、福祉サービス、関係行政機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分配慮します。
- ・事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

○サービス

1. 送迎

- ・利用者の安全を第一とし、運転専門の職員を配置することで、交通事故防止に最大限の努力を払います。使用車両の始業点検・終業点検を徹底して行い、車両の不具合による事故を未然に防ぎます。
- ・送迎は、運転員及び介護員の2名で行い、車中での利用者の体調変化に注意を払います。
- ・より多くの利用者サービスを提供できるように、車中での時間が長くないよう、効率の良い送迎表を作成して運行、当日の利用者数の変更や個々の送迎時間変更の希望など可能な範囲で臨機応変に対応します。
- ・ご本人の身体状況、家族介護の状況等に応じて、居室やベッドまでの送迎を行います。

2. 健康管理

- ・看護師を中心とし、本人の現疾病、既往症についての情報を共有します。日頃の健康状態を把握することで、体調不良の早期発見に気付くことが出来るようにします。
- ・利用者の主治医、協力医、担当ケアマネージャーとの連携を図り、疾病や感染症に対する情報を常に収集し、必要な医療処置は看護師により実施します。

3. 入浴

- ・利用者の身体状況に合わせた個別援助を実施します。入浴不可時には、必要に応じて清拭、部分浴での対応を行い、清潔の保持に努めます。しょうぶ湯、ゆず湯等季節感を取り入れたサービスも実施し、入浴を楽しむことができる工夫を継続します。

4. 食事

- ・利用者の身体状況、疾病、服薬、当日の体調を配慮した食事形態を提供します。残存機能を活かした食事介助を実施し、楽しく食事の出来る雰囲気を作ります。食膳の手洗い、口腔体操、食後のうがい及び歯磨きも継続実施します。

5. 機能訓練

- ・個別機能訓練指導員、生活相談員、介護職員、看護師等他職種協働のもと、目標(プラン)を立て、

計画と評価を行い、身体機能の維持・向上を目指す訓練を実施します。

6. プログラム活動

- ・心身機能の維持向上を目的に、季節感を取り入れたレクリエーション、クラブ活動を実施します。
- ・実施にあたり地域住民ボランティアの協力が欠かせません。職員も内外の研修、勉強会で常に最新の情報、技術を取り入れ、また利用者アンケートから抽出した要望を取り入れることで、心身機能の維持・向上、介護予防の要素を持ちながら且つ、楽しんで行える多様なプログラムを随時提供します。
- ・具体的には書道、絵手紙、管弦打楽器の演奏、民謡、動物とのふれあい、3B体操、音楽合唱等利用者のADL状況・個別の趣味・嗜好に配慮し、参加による効果の検証等を含めて介護計画の中に盛り込みながら実施して参ります。

7. 環境整備

- ・多様なニーズに応えられるスペース作りのために、常に5S活動に取り組みます。室内の温度、湿度等、常に快適な環境を維持しつつ、季節感も大切にした居心地の良い空間づくりを意識します。

8. 認知症高齢者への対応

- ・認知症高齢者に対する対応については、心身の状況に応じた介護を前提に、利用者の思い、行動を束縛することなく、活動しやすい状況の設定に配慮します。家族との連携を図り、自宅との環境の差をなるべく少なくすることで利用者が安心して穏やかに過ごせる時間、空間の設定を目指します。
- ・職員は認知症の理解をさらに深めるため、「認知症介護基礎研修」「認知症介護実践者研修」「認知症介護実践リーダー研修」「認知症介護指導者養成研修」等職場外研修を受講し、研鑽に励みます。

9. 感染症対策

- ・利用者、職員とも年間を通じて手洗い・うがいを励行します。また、感染症に対する流行情報の提供、予防に関する情報を発信し、啓発を行います。
- ・職員は、感染症に対する最新の知識を身に付け、自ら健康管理に留意します。
- ・感染予防のため、適切な消毒法を取り入れ、清掃業務にあたります。また、送迎車両においても、清潔保持、感染症対策として使用後の清掃、消毒を実施します。室内各所、送迎車両には、感染対策用品一式を設置し、有効に活用することで、感染症の蔓延防止に努めます。

10. 実習生・研修生の受け入れ

- ・可能な限り手厚い体制を整え、実習生・研修生ともに積極的に受け入れを行います。事業所職員にとっても、より良い指導ができるように自己研鑽を心掛けることで、日々提供するサービスの向上につながると考えています。

11. ボランティア及び訪問の受け入れ

- ・特に地域交流部門、生活支援体制整備部門と連携を取りながら、通所サービスに関わる様々な分野でのボランティア、各種公演団体の訪問を随時募集します。
- ・近隣保育園、小学校等からの訪問についても、指導者との打ち合わせを十分に行い、可能な限り受け入れを行います。

12. 災害時・悪天候時による通所サービス中止の場合の対応

- ・災害や悪天候等でサービスを中止したり、時間を短縮せざるを得ない場合が生じても、家族、地

域包括支援センター、ケアマネージャー、民生委員、地域の福祉活動に関する方々との連携を図り、利用者の安全確認等を行います。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- ・六ツ川地域ケアプラザが担当する地域は、一部平坦はあるものの、山坂の多い土地に囲まれ、利用対象者である高齢者、こども、障がい児・者にとってはアクセスし辛い立地条件にあると考えます。そのため、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、地域活動交流事業、居宅介護支援事業、通所介護事業それぞれが行う訪問等に当たっては、電気自転車、自動車を配備し、実務に当たることが必須となります。
- ・園庭に咲き誇る木々、花々は四季折々に様々な表情を見せ、訪れる地域住民を楽しませてくれます。一方で、これら施設内の維持・管理には年に複数回、最低でも春夏秋の除草や高木剪定という専門業者へ発注しての維持管理業務が必要なほか、四季を通じて庭の維持管理業務を行う人件費を見込む必要があります。
- ・平成12年2月の施設開所以来20年が経過し、施設を安全に利用して頂くために横浜市建築局に協力を依頼しての大規模修繕、小破修繕の増加等、従来ではあまり想定できなかった支出も見込まれるかと考えますので、日々の堅実な施設運営を心掛けて参ります。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- ・利用者の利便性、快適性の向上に役立つよう、より良い環境整備に費やし、費用対効果を検証していきます。
- ・備品の調達にあたっては、数社の見積もり合わせを行い、同程度の性能を持つものであれば、より低額の物品を購入するようにします。また、寄付等があれば活用し、費用抑制を行っていきます。
- ・消耗品購入にあたっては、インターネットや複数店舗での価格動向の調査を行うほか、在庫管理を徹底して経費削減に努めます。
- ・各所に温度計・湿度計を設置し、常に点検することで過度の冷暖房による光熱費の節約を行います。
- ・利用者に直接影響のない場所では、照明の間引きや小まめな消灯を継続実施していきます。
- ・業務委託、修繕発注に係わる見積もり合わせも継続して行います。
- ・デイサービス浴室のシャワーヘッドを節水型かつマッサージ効果の高いものの使用を継続することで、サービスの質を低下することなく、経費節約にもつながると考えます。
- ・コピー機・プリンターの出力に際しては、認証カードを使用して無駄なプリントアウトの抑制を

図っていきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

- ・法人理念に基づき、地域ケアプラザの設置目的である身近な地域での福祉保健活動の推進及びサービスの提供を所長以下、地域包括支援センター・地域活動交流・生活支援職員を中心に、全職員が一体となって24時間・365日地域住民支援にあたり地域の方々と顔の見える関係づくりに努めて参りました。
- ・平成12年2月の施設開所以来20年という長期間に渡り、地域の皆様に支えられ、共に歩みながら地域の福祉保健活動の拠点として、役目を全うすべく尽力して参りました。
- ・子育て、障がい児・者、高齢者が住み慣れた地域の中で共に集い交流する拠点として、いつでも気軽に立ち寄れる場である雰囲気醸成されていると認識しております。
- ・地区連合自治会、地区社会福祉協議会、区役所、区社会福祉協議会等関係機関との共働を意識し、各職種・各担当がPDCAサイクルを活用し、地域課題の共有・解決を図ることができたと考えます。
- ・地域の一員として認めていただけている存在に成長してこられたと感じる一方で、地域の皆様がケアプラザの機能に期待する益々水準が高くなってきていることも実感しています。
- ・第3期南区地域福祉保健計画を総合的に振り返り、第4期南区地域福祉保健計画を策定しようというこの時期、更にあと5年の指定管理を受けて地域住民皆様との連携を深め、地域支援を行うにあたっての機会を与えていただきたいと存じます。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

- ・前期(平成28年度～平成30年度)職員配置および不在日数

職種	H28年度	平成29年度	平成30年度	不在日数
所長	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～3/31	0日
社会福祉士A	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～3/31	0日
社会福祉士B(加配)	4/1～3/31	4/1～12/31		0日
社会福祉士C(加配)		1/1～3/31	4/1～3/31	0日
主任ケアマネージャー	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～3/31	0日
保健師A	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～12/31	0日
保健師B			11/1～3/31	0日
地域活動交流コーディネーター	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～3/31	0日
生活支援コーディネーター	4/1～3/31	4/1～11/30		10日

ター A				(12/1 ~ 12/10 まで)
生活支援コーディネーター B		12/11~3/31	4/1~3/31	0 日

・上記のとおり、前期期間において生活支援コーディネーターに 10 日間の欠員期間はありましたが、それ以外の職種はすべて配置出来ております。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市六ツ川地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象 人 人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象 人 人件費)	11,953,800
賃金水準スライド 対象外 人 人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外 人 人件費)	477,000
事業費(税込)	サロン活動(講師料)、各種教室材料代、運営協議会	845,200
事務費(税込)	事務消耗品費、日用品費、通信費、消耗器具備品費、事務器リース、保険料	1,794,050
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	6,175,925
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※2		△ 3,185,000
合 計		18,534,975

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■
事業費(税込)	事業活動費	■
事務費(税込)	事務消耗品費	■
合 計		5,802,000

※ 3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	24,779,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,635,000
事業費(税込)	交流会・介護の集い 材料費	38,000
事務費(税込)	事務消耗品費、日用品費、通信費、消耗器具備品費、事務器リース、保険料	1,038,200
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,641,701
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		29,887,901

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	介護予防体操、口腔ケア、フットケア教室	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)


項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,534,975	18,534,975	18,534,975	18,534,975
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,887,901	29,887,901	29,887,901	29,887,901
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	54,378,876	54,378,876	54,378,876	54,378,876
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	13,900,000	13,900,000	13,900,000	13,900,000
		居宅介護支援 事業	16,520,000	16,520,000	16,520,000	16,520,000
		通所系サービ ス事業	84,000,000	84,000,000	84,000,000	84,000,000
	その他収入		600,000	600,000	600,000	600,000
	収入合計(A)		169,398,876	169,398,876	169,398,876	169,398,876
内 訳	人件費	121,400,000	121,400,000	121,400,000	121,400,000	
	事業費	11,200,000	11,200,000	11,200,000	11,200,000	

事務費	20,226,920	20,226,920	20,226,920	20,226,920	20,226,920
管理費	14,010,780	14,010,780	14,010,780	14,010,780	14,010,780
消費税等	1,243,080	1,243,080	1,243,080	1,243,080	1,243,080
その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000
支出合計 (B)	169,310,780	169,310,780	169,310,780	169,310,780	169,310,780
収支 (A - B)	88,096	88,096	88,096	88,096	88,096

団体の概要

(令和 2 年 2 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまたいようかい) 社 会 福 祉 法 人 横 浜 大 陽 会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒232-0061 横浜市南区大岡五丁目 13 号 15 号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 8 同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 4 年 12 月
沿革	社会福祉法人 横浜大陽会設立 平成 4 年 12 月 特別養護老人ホーム白朋苑開設平成 5 年 5 月 居宅介護支援事業開設平成 11 年 10 月 老人短期入所事業開設平成 5 年 10 月 横浜市六ツ川地域ケアプラザ受託平成 12 年 2 月 老人デイサービス事業開設平成 5 年 11 月 地域包括支援センター(白朋苑・六ツ川)受託平成 18 年 4 月 在宅介護支援事業開設平成 9 年 10 月 小規模多機能型居宅介護(真珠のかがやき)開設平成 18 年 4 月 訪問介護ステーション白朋苑開設平成 26 年 12 月 訪問看護ステーション白朋苑開設平成 26 年 12 月 障害福祉サービス事業平成 27 年 2 月 サービス付き高齢者向け住宅平成 27 年 11 月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護開設平成 28 年 2 月 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業平成 28 年 6 月 栄養ケアステーションの経営平成 30 年 4 月 特定相談支援事業平成 31 年 2 月
事業内容等	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム白朋苑 「80 名」 第二種社会福祉事業 短期入所事業 20 名 通所介護事業 白朋苑 35 名 六ツ川地域ケアプラザ 35 名 小規模多機能型居宅介護事業 真珠のかがやき 25 名 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業、生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業、特定相談支援事業 公益事業 居宅介護支援事業、地域包括支援センター、地域ケアプラザにおける地域活動・交流

	の事業の受託経営、訪問看護事業、サービス付き高齢者向け住宅の経営、栄養ケアステーションの経営			
財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	968,441,971	1,064,348,499	1,016,201,782
	総支出	950,163,590	1,028,391,766	1,001,769,785
	当期収支差額	18,278,381	35,956,733	14,431,997
	次期繰越収支差額	793,570,730	808,738,463	799,381,460
連絡担当者				
特記事項				